

鹿角市教育委員会告示第5号

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約予定業務について、鹿角市財務規則（平成11年規則第12号）第114条の2第1項の規定により、次のとおり公表する。

○随意契約の内容（契約前公表）

(1) 契約に係る物品又は役務の名称、数量等	役務名称：学校用務業務委託 草刈り、剪定、冬囲い、花壇等の整理、屋内外備品修理、会場準備・片付け、印刷、事務補助、清掃、屋外片付け等 委託期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日
(2) 契約の相手方に必要な資格	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するシルバー人材センターであること。
(3) 契約の相手方の決定方法	契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の範囲内であるかを確認し、契約する。
(4) 見積書の提出方法	提出期限：令和3年3月4日（木）17時15分 提出先：鹿角市教育委員会 総務学事課

令和3年2月24日

鹿角市教育委員会
教育長 畠山 義孝

